

令和4年度 消費者教育研修 実施要項

- 1 目的 消費者問題をめぐる講義と事例研究等を通じて、受講者自身が自立した消費者となり、消費者教育の指導力向上を図る。
- 2 対象 小・中学校、義務教育学校、府立高等学校（岸和田市立産業高等学校の定時制の課程を含む）及び府立支援学校の教職員

募集人数 28名

3 内容等

回	日時	内容	講師等
1	7月22日（金） 13:30~16:30	消費者教育の概要 消費者問題をめぐる現状と事例検討 消費者教育教材の紹介と活用 子どもの実態に基づいた授業構想 〔講義・演習・研究協議〕	消費生活専門相談員等 大阪府教育センター 指導主事等

※太字の時間帯は、通常時間帯と異なるので注意してください。

- 4 会場 大阪府消費生活センター（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号）

Osaka Metro ニュートラム「トレードセンター前」駅下車、
2号出口からATC(アジア太平洋トレードセンター)ビル直結 I TM棟3階

- 5 担当室 高等学校教育推進室
- 6 その他
- (1) 受付は30分前から。
 - (2) 来所時には、所属名・名前が入った名札を着用すること。
 - (3) 自家用自動車・バイク等で来所しないこと。
 - (4) 問い合わせ等は、大阪府教育センター高等学校教育推進室(06-6692-1882)まで行うこと。

令和4年度 消費者教育研修 シラバス

2502

1 目的

消費者問題をめぐる講義と事例研究等を通じて、受講者自身が自立した消費者となり、消費者教育の指導力向上を図る。

2 大阪府教員等育成指標の対象項目

OSAKA 教職 スタンダード	共通の指標														
	I			II			III			IV			V		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
第4期															
第3期															
第2期										○	○				
第1期										○	○				
第0期															

3 研修課題とねらい等

回	研修課題	ねらい	内容	準備物・事前課題
1	消費者教育の概要	消費者教育や消費者問題の概要について理解する。	講義を通して、消費者教育が求められる背景や消費者問題への対応に関する基本的な知識を習得する。	
	消費者問題をめぐる現状と事例検討	消費者問題に関する身近な事例を通じて、消費者問題をめぐる現状を理解する。	消費生活専門相談員等による事例研究を含めた講義により、消費者問題をめぐる現状把握と対応策を実践的に学ぶ。	
	消費者教育教材の紹介と活用	さまざまな消費者教育教材を知り、その効果的な活用について考える。	消費生活専門相談員等消費者教育教材を知り、その効果的な活用について考察する。	
	子どもの実態に基づく授業構想	子どもの実態を意識した授業展開を考案できるようになる。	子どもの実態に基づいて課題を検討し、課題解決のための授業案を考案、共有することで、消費者教育の実践力向上をめざす。	